

平泉町公用封筒広告掲載要領

(平成20年12月4日町長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、平泉町が作成する公用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載することに関し、平泉町企業広告取扱要綱（平成20年6月2日平泉町告示第68号。以下、「要綱」という。）及び平泉町広告掲載基準（平成20年6月2日町長決裁。以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載枠の仕様等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、掲載位置、掲載寸法、掲載枠数、作成枚数及び広告掲載料金（以下「広告料」という。）は、町長が別に定める仕様のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、広報紙、町のホームページ等により行う。
2 掲載広告枠に空きが生じた場合は、随時募集する。

(広告掲載の申込)

第4条 広告掲載をしようとするもの（以下「広告主」という。）は、平泉町公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。
2 広告の内容、デザイン等に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第5条 町長は、前条に規定する申込があったときは、広告の掲載内容を審査するものとする。
2 町長は、前項に規定する審査で、掲載内容に誤りがある、又は町民に誤解を与えるおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告内容の修正を求めることができる。
3 町長は、前2項の規定により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、広告掲載申込みが広告の掲載枠数を超過しているときには、次に定めるところにより決定する。
(1) 町の封筒に掲載する広告であることを考慮し、地域性及び公共性の高い内容の広告及び広告主を優先する。
(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、申し込み順によるものとする。
4 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告主に平泉町公用封筒広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告料の納付等)

第6条 前条第4項の規定による広告掲載の決定を受けた者は、町長の指定する期日までに広告料の全額を納付しなければならない。この場合において、振込み手数料は、広告主の負担とする。
2 町長は、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができないときは、広告主と協議のうえ、広告料の全部または一部を返還することができる。ただし、還付する広告料に利子は付さない。

(広告掲載の取消し)

第7条 町長は、広告主が期日までに広告料を納付しないときは、掲載の決定を取り消すことができる。
2 町長は、広告を掲載した後に当該広告を掲載することが適当でないと判断したときは、当該広告に係る部分をシール等で覆い封筒を使用することができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月4日から施行する。

平泉町公用封筒広告掲載申込書

平泉町長 あて

申込者住所（所在地）

名称

代表者氏名

印

電話番号

平泉町公用封筒広告掲載実施要領の規定に基づき、「平泉町公用封筒」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 公用封筒の種類

2 広告内容

3 連絡先

- ①担当者所属氏名
- ②ファクス番号
- ③電子メールアドレス

※ 申込みにおける承諾事項

- (1) 平泉町広告掲載要綱、平泉町広告掲載基準の諸規定を遵守します。
- (2) 広告を掲載する封筒の位置は、町が決定すること。
- (3) 広告掲載後、広告の掲載を取り下げることができないこと。
- (4) 広告の内容等に係る責任は、広告主が負うこと。

こちらの書類は申請の際にご提出いただく必要はございません。
(平泉町公用封筒広告掲載要領の一部としてご参考までに添付しております)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日

様

平泉町長

平泉町封筒広告掲載可否決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました平泉町公用封筒の広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分

- 掲載する
 掲載しない

理由

2 広告掲載料

円

3 納付期限

別添納付書に記載のとおり

4 広告を掲載する封筒の種類等